**平成３０年（フ）第６号**
宮崎県延岡市日の出町１丁目16番地16　久世アパートＡ　301
債務者　谷川　　綾
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成３０年（フ）第８号**
宮崎県延岡市新町９番地８　２Ｆ
債務者　小西　明惠
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成３０年（フ）第９号**
石川県加賀市山代温泉17の93番地　山谷ビル405号室
債務者　柿田　芳久
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで　金沢地方裁判所小松支部

**平成３０年（フ）第４号**
福岡県小郡市古飯467番地
債務者　姫野　克昌
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成３０年（フ）第５号**
福岡県小郡市古飯467番地
債務者　姫野　智子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成３０年（フ）第３号**
佐賀県唐津市相知町黒岩559番地
債務者　渡辺　正敏
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成３０年（フ）第６号**
佐賀県唐津市七山荒川781番地１
債務者　前田　和也（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成３０年（フ）第７号**
神奈川県横須賀市安浦町１丁目４番地　長谷川ビル302
債務者　李　　賢淑（ＬＥＥ　ＨＹＵＮＳＯＯＫ）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成３０年（フ）第２２号**
名古屋市南区豊２丁目22番７号　プレスイン豊５－Ｂ号
債務者　西岡　貴広
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第７２号**
名古屋市千種区下方町６丁目28番地　ハニリリカⅡ　308号、従前の住所名古屋市千種区千種１丁目19番21号　七福コーポ307号
債務者　春永　正弘
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２号**
青森県弘前市大字城東北１丁目７番地13　メゾンフォレー城東203号、旧住所青森県弘前市大字山崎３丁目５番地40
債務者　西谷　　俊（旧姓今）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２９年（フ）第２６３号**
神奈川県横須賀市岩戸２丁目22番14号　宮崎ハイツ２Ｆ
債務者　清水　文男
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第２６４号**
神奈川県横須賀市岩戸２丁目22番14号　宮崎ハイツ２Ｆ
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第２１６０号**
名古屋市南区道徳新町４丁目11番地　コーポ土屋103号、従前の住所愛知県東海市名和町緑陽台１番地（Ａ108）
債務者　南英雄こと　南　　泳九
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１３５号**
名古屋市港区稲永４丁目８番７－304号　新稲永荘
債務者　平川　伸子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第６号**
山口市小郡新町６丁目４番11号、前住所山口市葵２丁目６番25号　ハピネス葵203号
債務者　田熊かおり
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　山口地方裁判所民事部破産係